

# 委 託 設 計 書

安佐南区維持管理課

設 計	検 算	照 合	課長補佐	課 長
-----	-----	-----	------	-----

第 号								
令和 7 年度	一般・特別 会 計	款 土 木 費	項 公 園 墓 園 費	目 公 園 墓 園 維 持 費	所 属 安 佐 南 区 維 持 管 理 課	設 計 R6.12	提 出 R6.12	請 負 一 般 競 争
委託金額		業務名			業務場所		委託期間 日間	
金 円		安佐南区太田川緑地仮設便所設置その他業務（単価契約）			安佐南区東野一丁目ほか		契約締結の日から令和8年3月31日まで	
施行理由 本業務は、安佐南区内の太田川緑地において仮設便所の設置・撤去を行い、利用者が快適に使用できるよう、清掃を行うものである。								
設計概要 記 別 紙 内 訳 書 の と お り					委託費 円 公園墓園維持費 円			





第 1 号

仮設便所リース

( 1基 当り ) 代 価 表

内 訳

「1号工」

工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
仮設便所リース	無臭大小兼用	防臭液補充を含む	基	1.00			1か月あたり
計							

## 仕 様 書

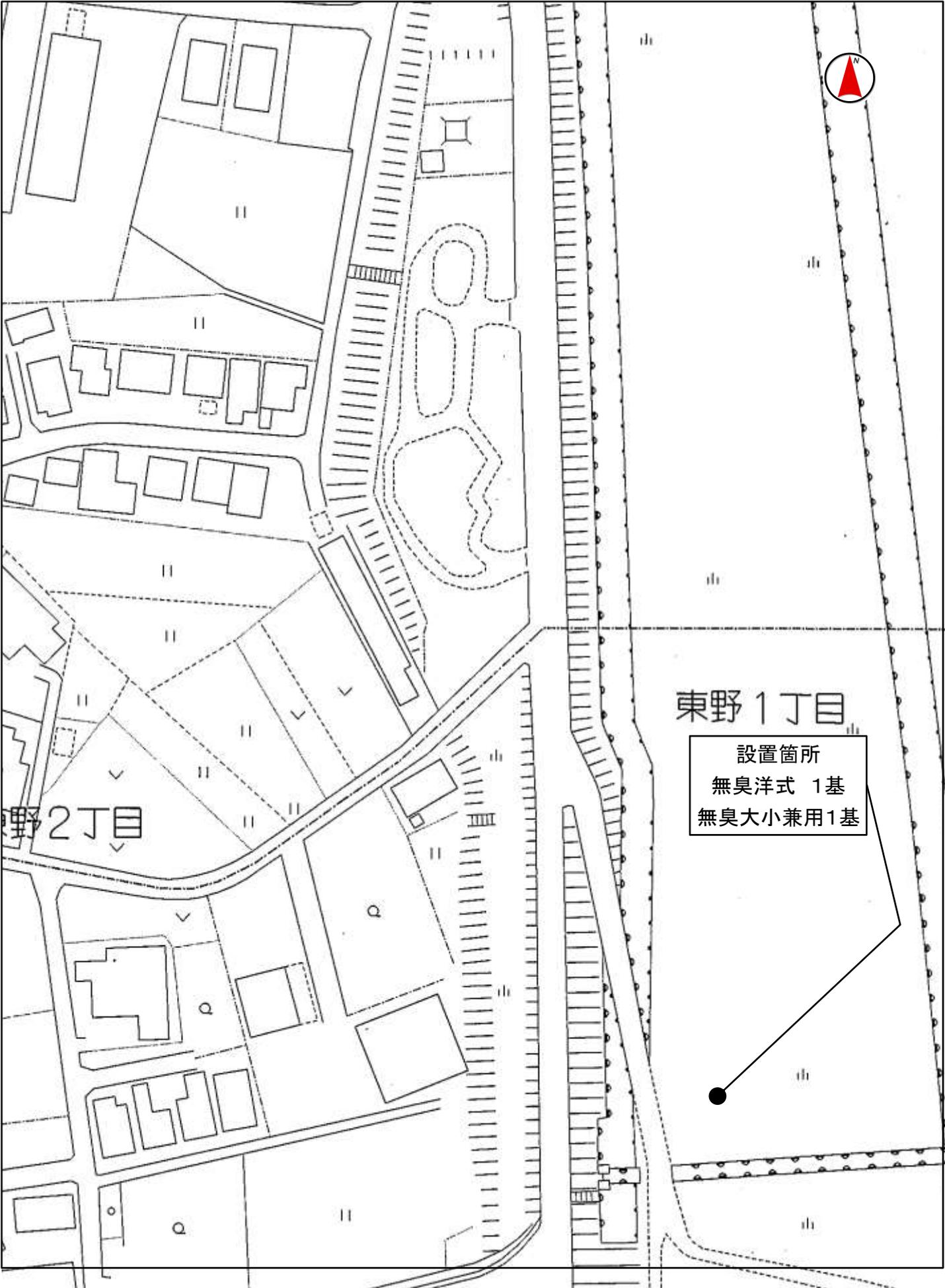
本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

## 特記仕様書

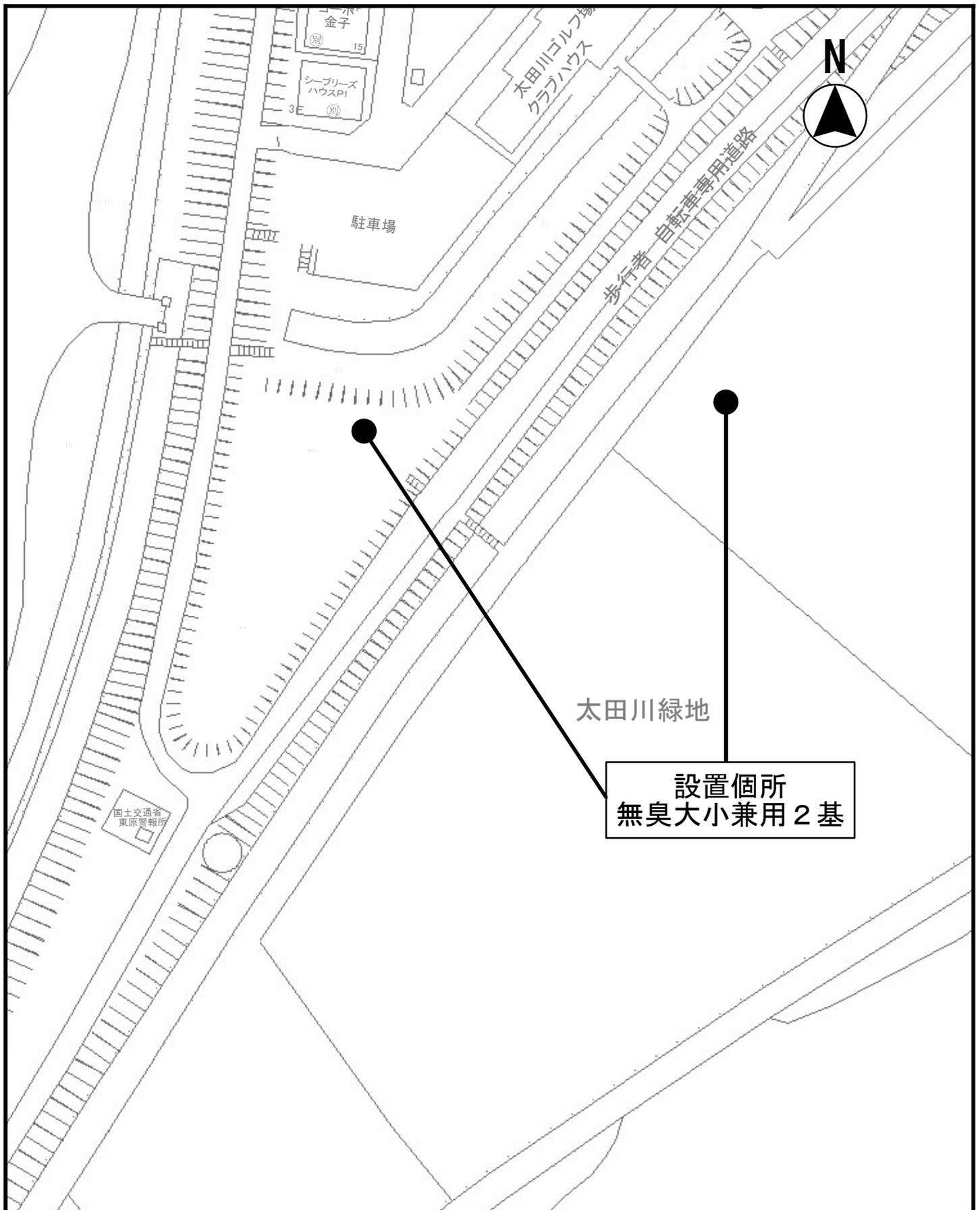
- 1 本特記仕様書は、安佐南区太田川緑地仮設便所設置その他業務(単価契約)(以下「業務」という。)に適用する。
- 2 本業務の施行箇所は、別紙位置図のとおりとする。
- 3 仮設便所の設置期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 4 業務の実施
  - (1) 業務の実施にあたっては、発注者から所定の指示書を受注者に交付するものとする。
  - (2) 受注者は、指示書の交付を受けたときは、当該指示書に基づき、直ちに業務を実施するものとする。

特に、仮設便所撤去については、設置場所が大雨等による冠水が想定されることから、受注者も河川水位に注意し、仮設便所流失の危険があると判断した場合は、速やかに発注者の指示を仰ぐこと。
  - (3) 清掃作業については、次に示すとおり行うものとする。
    - ア 特に指示のない限り、設置後月3回行うものとする。
    - イ 清掃作業中は、その旨を示す表示板を掲げ、利用者に一時使用禁止であることを知らせること。
    - ウ 便所内のごみ等を除去し、清潔な環境を保持すること。
    - エ 便器に付着した汚物等は、これを除去し清水ですすぐこと。また、汚れがひどい場合には薬品等を使用して、きれいに除去し十分に洗い流すこと。
    - オ 天井・壁その他に付着した汚物は、これを除去し清水で洗い流すこと。
  - (4) 業務実施に際しては、公園利用者、その他第三者に不快感をあたえないよう留意すること。
- 5 報告事項
  - (1) 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び従業員をあらかじめ所定の様式により発注者に報告すること。また、現場責任者及び従業員に変更があった場合も同様とする。
  - (2) 受注者は、毎月の業務完了後速やかに、所定の実施報告書に作業写真を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。
- 6 本仕様書に明記されていない事項または疑義を生じた場合は、発注者と協議したうえ決定するものとする。

位置図 東野仮設便所 (S=1/1,000)



位置図 東原仮設便所 (S=1/1000)



位置図 長束仮設便所 (S=1/1,000)

